平成２５年（フ）第３１３号
宮崎県児湯郡新富町富田南２丁目40番地
債務者　本多　利彦
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０６号
鹿児島県霧島市国分上井232番地　上井団地Ｅ―302号
債務者　鶴田　和江（旧姓竹井）
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
富山市五福4546番地１　ヒルズウィーハイＡ棟102号
債務者　辰巳　武彦
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７２４号
大阪府東大阪市加納１丁目１番８号　西濃運輸河内支店内423号
債務者　池崎　雅仁
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９０４号
大阪市旭区赤川１丁目９番10号　ルミナス旭801号
債務者　三栖　由香（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９２３号
大阪府東大阪市島之内２丁目11番３―208号
債務者　西口　好惠
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０１３号
大阪府豊中市服部本町３丁目９番10―607号
債務者　江阪　史也
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０１９号
大阪市浪速区戎本町１―５―20　マックプレジデンス戎602号室、住民票上の住所大阪市福島区海老江８丁目８番31号
債務者　徳山京華こと　洪　　京華
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０３０号
大阪市東成区玉津２丁目11番31号　山村方、住民票上の住所大阪市東成区東小橋３丁目４番５号
債務者　西本　政和
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０５７号
大阪府大東市三住町６番５号
債務者　上山　昭代
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０７４号
大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地　府営住宅10―205号
債務者　安　　商徳
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２１７号
大阪市大正区三軒家東１丁目６番14―403号
債務者　川野　鉄兵
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２５８号
大阪市鶴見区茨田大宮１丁目１番１号
債務者　北村　和誉
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２８４号
大阪市東成区大今里南５丁目15番１号　コシュレーヌ東邦701号、前住所大阪市東成区大今里西２丁目18番８―406号
債務者　神樂所静香（旧姓森）
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３６８号
大阪市鶴見区横堤３丁目１番29号
債務者　山岡　秀子
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４３７号
大阪市平野区喜連７丁目９番17―701号
債務者　益田　瑠太
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４５９号
大阪市東淀川区井高野４丁目４番２―403号
債務者　久永　　省
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部